



わたしたちの生活を支える税金 国民健康保険税(国保税)のしくみ

国民健康保険(国保)制度は相互扶助の精神に基づき、加入者の病気やけがなどに保険給付を行うことを目的とする制度です。

その財源は、加入者が納める国民健康保険税(国保税)と国からの補助金などで成り立っています。

【問合せ先】 住民課税務係 内線 262・263

国保税額【30年度】 国保税 = 所得割 + 均等割 + 平等割

区分		医療保険分 (医療費を払うために負担して いただいているもの)	後期高齢者支援金分 (後期高齢者医療制度支援をする ため負担いただいているもの)	介護保険分 (介護サービス費用として 負担いただいているもの)
税率 (額)	① 所得割 所得(課税所得額)に応じて計算します 課税所得額…前年の総所得金額から 基礎控除(33万円)を差し引いた額	課税所得額  × 8.20% 計算例 1,670,000円 × 8.20% = 136,940円	課税所得額  × 2.40% 計算例 1,670,000円 × 2.40% = 40,080円	課税所得額  × 1.80% 計算例 1,670,000円 × 1.80% = 30,060円
	② 均等割 世帯員の国保加入者数に 応じて計算します	1人当たり  27,200円 計算例 27,200円 × 4人 = 108,800円	1人当たり  8,000円 計算例 8,000円 × 4人 = 32,000円	1人当たり  8,400円 計算例 8,400円 × 2人 = 16,800円
	③ 平等割 1世帯当たりの金額	1世帯 当たり  26,000円 計算例の計 271,700円(100円未満切捨て)	1世帯 当たり  7,400円 計算例の計 79,400円(100円未満切捨て)	1世帯 当たり  5,200円 計算例の計 52,000円(100円未満切捨て)
		計算例の合計 403,100円		
限度額		580,000円	190,000円	160,000円

計算例として次の家族の条件で**国保税(医療保険分)**の計算をしてみましょう。

(条件) 家族構成：夫42歳・妻41歳・子ども15歳と13歳・被保険者数4人・29年の総所得金額200万円の課税所得額は1,670,000円です。

計算は右のとおりとなり、**医療保険分年税額271,700円**(100円未満切捨て)

同様に**後期高齢者支援金分(79,400円)**と**介護保険分(52,000円)**を計算した合計が**国保年税額(403,100円)**になります。

納税する人は世帯主
世帯主が国保加入者である無しに関わらず、世帯員に国保加入者がいれば世帯主が納税義務者です

39歳までの人と65歳以上74歳までの人
医療保険分と後期高齢者支援金分を合計したものが国保税になります。 ※65歳以上の人の介護保険料は、第1号被保険者として別に納めていただきます。

40歳以上64歳までの人
医療保険分と後期高齢者支援金分と介護保険分を合計したものが国保税になります。

加入と離脱 会社などを辞めて、他の医療保険に加入できない場合は、国民健康保険に加入しなければなりません。また、国民健康保険に加入していた人が会社などに勤め、他の医療保険に加入した場合、すみやかに国保離脱の手続きをしてください。

7月に納税通知書をお送りしますのでご確認ください

納税通知書は、7月(1期)～3月(9期)までの9回に分けて、口座振替または現金(郵便局でも納められます)の方法で納めていただきます。また、特別徴収(年金天引き)の人は、4月・6月・8月・10月・12月・2月の6期(回)に分けて、年金から天引きし納めていただきます。

軽減されます

- ◆所得による軽減……世帯の前年の所得が一定の基準以下の場合、国保税の均等割額と平等割額の軽減を行っています。軽減割合の判定については、以下のとおりです。
 - ・ 7割軽減 = 33万円 以下の世帯
 - ・ 5割軽減 = 33万円 + 27.5万円 × (国保加入者数) 以下の世帯
 - ・ 2割軽減 = 33万円 + 50万円 × (国保加入者数) 以下の世帯
- ◆非自発的離職者に対する軽減……いままでお勤めされていた会社などをやむを得ず離職された人については、申告をしていただくことにより、当該年度を含む2年間軽減されます。

70歳以上の人の上限額(月ごと) 平成30年8月から

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	負担割合	
現役並み所得者	現役並みⅢ(課税所得690万円以上の人)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円)※2	3割	
	現役並みⅡ(課税所得380万円~690万円未満の人)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円)※2		
	現役並みⅠ(課税所得145万円~380万円未満の人)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)※2		
一般	課税所得145万円未満の人※1	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)	S19.4.2 以降 生まれ
	住民税非課税			S19.4.1 以前 生まれ
住民税非課税	低所得者Ⅱ(低所得者Ⅰ以外の人)	8,000円	24,600円	2割
	低所得者Ⅰ(所得なしの人)	8,000円	15,000円	1割

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
 ※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

国保70歳以上・後期高齢者の皆さんへ
8月から高額療養費の上限額が変わります
 高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った医療費を払い戻す制度です。上限額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

後期高齢者医療制度の
保険証を更新します

8月1日から「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」が新しくなります。新しい保険証は、「茶色」で、封筒に入り7月中にお手元に届くように簡易書留(受け取りには受領印が必要)で郵送します。今お持ちの保険証は8月以降使えませんが、ご自宅で破棄するか、役場またはここに「ご甘楽まで返却してください」。

【問合せ先】
 ここにこ甘楽内
 健康課国保係
 内線 611

限度額適用・標準負担額減額
 認定証の同封
 自己負担割合

次の条件のすべてに該当する人は、申請手続きを省略し、平成30年8月1日より使用できる新しい限度額適用・標準負担額減額認定証を保険証に同封します。

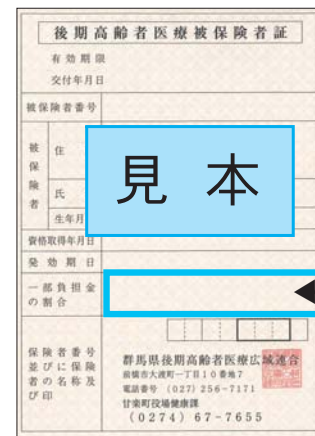
①前年度に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け、現在も該当している人
 ②平成30年度も引き続き住民税非課税世帯となる人

同一世帯の被保険者の今年度(平成30年度)の住民税課税所得により判定されます。住民税課税所得が145万円以上の人は3割負担、145万円未満の人は1割負担となります。

なお、平成29年12月31日時点で世帯主であつて、同一世帯に合計所得38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯員の年齢と人数に応じた額(①16歳未満は1人につき33万円②16歳以上19歳未満は1人につき12万円)を住民税課税所得から控除し、負担割合を判定します。

負担割合	判定基準
1割	①同一世帯に課税所得145万円以上の被保険者がいない場合 ②同一世帯の被保険者の収入額の合計が520万円未満(単身の場合は383万円未満)の場合 ③同一世帯の70歳から74歳の人と被保険者の収入額の合計が520万円未満の場合 ※②③は申請が必要です
3割	上記以外の人

※ 課税所得：所得合計から住民税の控除額を引いた金額



※ 保険証の色は「茶色」
 医療機関などの窓口で支払う自己負担割合が記載されています。

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ
「限度額適用・標準負担額減額認定証」申請のご案内

「限度額適用認定証」を提示すると、病院での支払いが自己負担限度額までとなります。また、「標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の食事代などが軽減されます。交付を希望される場合には健康課国保係へ申請してください。

国民健康保険の被保険者の皆さんへ：
 現在認定証をお持ちの方も7月31日で有効期限満了となりますので、引き続き軽減を受けるためには更新手続きが必要となります。

申請に必要なもの
 ・印かん
 ・保険証

《対象者》	国民健康保険の人	後期高齢者医療の人
限度額適用認定証	国保税を完納している世帯の人	現役並み所得Ⅰ・Ⅱの人※
標準負担額減額認定証	国保加入者と世帯主が住民税非課税の人	住民税非課税世帯の人

※現役並み所得Ⅰは課税所得145万円以上380万円未満、現役並み所得Ⅱは課税所得380万円以上690万円未満の人



福祉医療費受給資格者証
 (ピンクの券)の更新が必要です



母子・父子家庭など
 受給資格者証をお持ちの人へ

現在お持ちの証が7月31日有効期限が満了となりますので、更新手続きをしてください。

現在交付を受けている人
 平成29年分の所得状況を、町で確認させていただきま。所得税が非課税の人は引き続き受給資格者証を交付しますので、改めて通知いたしません。所得税が課税の人は交付されなくなります。

なお、平成29年分所得を申告していない人は、交付対象となりません。申告の済んでいない人は、至急申告をしてください。

現在交付を受けていない人
 18歳未満のお子さんのいる母子・父子家庭、父母のいない18歳未満の児童に該当する人で交付を受けていない人は、健康課国保係に交付申請手続きをしてください。平成29年分の所得税が非課税の場合は、受給資格者証を交付します。

重度心身障害者の
 受給資格者証をお持ちの人へ

現在お持ちの証が7月31日有効期限が満了となります。新しい受給資格者証を交付しますので、改めてお知らせします。

現在交付を受けていない人
 身体障害者手帳1、2級・療育手帳判定A・障害者年金1級・特別児童扶養手当1級に該当して交付を受けていない人は、健康課国保係に交付申請手続きをしてください。